

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第2981号)

令和5年3月2日

横情審答申第2981号
令和5年3月2日

横浜市長 山中竹春様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会
会長 藤原 静雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく
諮問について（答申）

令和3年2月26日建建指第2034号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「以下の文書のうち、令和2年度に本市が対応した空家の所在地 (1)
18区空家等に関するデータベース (2) 管理不全空家等の指導情報等管理
システム」の一部開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「以下の文書のうち、令和2年度に本市が対応した空家の所在地 (1) 18区空家等に関するデータベース (2) 管理不全空家等の指導情報等管理システム」を一部開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、横浜市長（以下「実施機関」という。）が令和3年1月18日付で行った「以下の文書のうち、令和2年度に本市が対応した空家の所在地 (1) 18区空家等に関するデータベース (2) 管理不全空家等の指導情報等管理システム」（以下「本件審査請求文書」という。）の一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第2号、第4号及び第6号柱書に該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

(1) 条例第7条第2項第2号の該当性について

本件審査請求文書記載の空家（以下「本件空家」という。）の所在地のうち街区番号、住居番号、地番、枝番等の部分（以下「本件非開示部分」という。）については、何人にも公開されている登記事項証明書の情報と照合することにより、空家の管理に関して横浜市から指導等を受けている特定の個人を識別することができることとなる。また、特定の個人を識別することはできないとしても、公にすることにより、なお特定の個人の権利利益を害するおそれがある。

(2) 条例第7条第2項第4号の該当性について

本件審査請求文書のうち、本件非開示部分については、本件空家の所在を特定できる情報であり、公にすることにより特定の建物の使用状況が明らかになり、その結果放火や不法侵入等の犯罪を誘発し、特定の個人又は法人等の財産権が侵害されるおそれがある。また、本件空家は近隣住民等から相談があったものであるため、これらの犯罪により本件空家の近隣住民等の生活が脅かされるおそれがある。

(3) 条例第7条第2項第6号の該当性について

本件審査請求文書は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第11条に基づき、横浜市が作成している空家に関するデータベースである。また、法第1条には法の目的として、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図ることが掲げられている。

本件非開示部分は、公にすることによって特定の建物の使用状況が明らかになり、その結果放火や不法侵入等の犯罪を誘発し、地域住民の生命、身体若しくは財産又は生活環境へ悪影響を与えるなど、空家等対策の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

(4) 本件空家の所有者について

本件空家の所有者は、個人である場合もあれば法人である場合もあるし、不明な場合もある。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書、反論書及び反論書（追加）において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、本件審査請求文書の全部を開示するよう求める。
- (2) 居住等の用途に利用できる土地を探しており、一部開示された情報では目的を果たせない。公開に伴い、放火や不法侵入等を懸念しているようであるが、法令を踏まえると現実的な危険があるとは考えづらく、むしろ情報を適切に公開し、土地等を必要な住民等が購入・利用できるようにする方が空き家等の対策として有益であると感じる。

5 審査会の判断

(1) 管理不全な空家の所有者等に対する指導等に係る事務について

横浜市では、関係区局が連携し、法に基づき、適切な管理が行われていない空家の所有者又は管理者に対し、適切な管理の実施及び改善に向けた指導等を行っている。各区役所が相談対応や現地調査、所有者等への働きかけを行い、特に危険度等の高い建物は、建築局へ引き継ぐなどその案件を所管する局へ引き継ぐことで法に基づく措置等を継続的に行っている。

指導等の対象となっている空家は、近隣住民から管理不全が原因で周辺へ悪影響を及ぼしていると横浜市へ相談のあった空家のうち、職員が現地調査を実施し、そ

の状態を確認したものである。

(2) 本件審査請求文書について

ア 本件審査請求文書は、法第11条に基づき、横浜市が作成している空家に関するデータベースである。横浜市へ相談のあった空家につき、職員が現地に行って確認した管理状態などの情報を記録し、管理不全な状態が改善されたことを確認した場合などに、その都度情報を更新している。

本件審査請求文書には、該当区、本件空家所在地及び建築物所在地が記載されている。

イ そして、本件審査請求において、審査請求人は、本件審査請求文書の全部を開示するよう求めているため、当審査会では本件非開示部分の非開示事由該当性について判断する。

(3) 本件空家のうち個人が所有者であるものの場合の条例第7条第2項第2号該当性について

ア 条例第7条第2項第2号本文は、「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」については開示しないことができることを規定している。

もっとも、本号ただし書では、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」及び「ウ 当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」については、開示しないことができる情報から除くことを規定している。

イ 実施機関は、本件非開示部分につき、何人にも公開されている登記事項証明書の情報と照合することにより、空家の管理に関して、横浜市から指導等を受けている特定の個人を識別することができる等と主張するので、以下検討する。

ウ 本件審査請求文書を見分すると、該当区、街区番号、住居番号、地番、枝番等が記載されている。

そして、登記事項証明書及び公図は、何人も閲覧可能であり、当該不動産の所

有者の名称及び住所、当該不動産の所在、地番、地目、地積、建物種類、構造、床面積等の情報が記載されている。また、住居番号と地番についても住居表示地番対照住宅地図等で対応する登記簿上の地番が比較的容易に判明する。

そのため、本件空家のうち個人が所有者であるものについては、上記情報と本件非開示部分とを照合することにより、その所有者である特定の個人を識別することができる。

また、本件空家は、管理不全が原因で周辺へ悪影響を及ぼしていると横浜市へ相談があり、職員が現地に行って状態を確認して、適切な管理の実施及び改善に向けた指導等が行われているものであるから、上記情報と本件非開示部分とを照合することにより、適切な管理が行われていない空家の所有者として、特定の個人を識別することができる。

したがって、本件空家のうち個人が所有者であるものの場合、本件非開示部分は条例第7条第2項第2号本文の非開示事由に該当し、同号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

- (4) 本件空家のうち法人が所有者であるものの場合及び所有者不明の場合（以下「本件空家のうち法人所有等の場合」という。）の条例第7条第2項第4号該当性について

ア 条例第7条第2項第4号は、「公にすることにより、人の生命、身体、財産等の保護その他の公共の安全の確保及び秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報」については、開示しないことができることを規定している。

イ 実施機関は、本件非開示部分については、本件空家の所在を特定できる情報であり、公にすることにより特定の建物の使用状況が明らかになり、その結果放火や不法侵入等の犯罪を誘発し、特定の個人又は法人等の財産権が侵害されるおそれがあるとか、本件空家は近隣住民等から相談があったものであるため、これらの犯罪により本件空家の近隣住民等の生活が脅かされるおそれがある等と主張するので、以下検討する。

ウ 法第1条が、「適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしている」と規定していることから、適切な管理が行われていない空家には、防災、防犯上の危険が内在することがうかがえる。

そして、本件空家は、所有者や管理者の管理不十分のため、建物の一部が破損

している、樹木が著しく生い茂っている、建物の一部が落下して道路の通行を妨げている等、周辺へ悪影響を及ぼす状態にある。また、特に危険度等の高い建物は、各区役所からその案件を所管する局へ引き継ぐことで法に基づく措置等を継続的に行っていることからすれば、本件空家の中には危険度の高いものも存在することがうかがえる。

そのため、本件非開示部分を開示すると、本件空家の所在が判明し、又は推測されて、放火、本件空家の毀損等に伴う隣家の損傷、道路通行の妨害等が生じる可能性は十分考えられる。

エ したがって、個人又は法人等の財産権侵害のおそれ又は公共の安全の確保及び秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると認められ、本件空家のうち法人所有等の場合の本件非開示部分は、条例第7条第2項第4号の非開示事由に該当する。

(5) 本件空家のうち法人所有等の場合の条例第7条第2項第6号該当性について

上記のとおり、本件空家のうち法人所有等のものの場合の本件非開示部分は、条例第7条第2項第4号の非開示事由に該当するから、同項第6号の非開示事由該当性を検討するまでもなく、非開示としたことは妥当である。

(6) 結論

以上のとおり、本件審査請求文書を一部開示とした決定は、妥当である。

(第四部会)

委員 松村雅生、委員 金井恵里可、委員 齋藤宙也

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令和 3 年 2 月 26 日	・ 実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令和 3 年 3 月 18 日 （第267回第三部会） 令和 3 年 3 月 23 日 （第347回第一部会） 令和 3 年 3 月 24 日 （第395回第二部会）	・ 諮問の報告
令和 3 年 4 月 9 日	・ 実施機関から反論書の写しを受理
令和 4 年 10 月 6 日 （第12回第四部会）	・ 審議
令和 4 年 11 月 18 日	・ 実施機関から弁明書（追加）の写しを受理
令和 4 年 12 月 1 日 （第14回第四部会）	・ 審議
令和 4 年 12 月 21 日	・ 実施機関から反論書（追加）の写しを受理
令和 5 年 1 月 12 日 （第15回第四部会）	・ 審議
令和 5 年 2 月 2 日 （第16回第四部会）	・ 審議